輸出関連規制に関する非該当製品リスト

【判定項目】

輸出貿易管理令別表第1、別表第2
米国輸出管理法　再輸出規制（EAR）

令和 8年 2月 14日施行の政省令等対応

本リストは**減衰器**（弊社製品）について
令和8年2月14施行の「輸出貿易管理令」別表第１第１項から第１５項、
最新の別表第2、及び「米国輸出管理法」再輸出規制に基づき判定した「非該当」もしくは
「対象外」の弊社製品です。
輸出に関与される方々の輸出管理関連資料として、また御社内の管理用としてご利用ください。
なお、本リストの情報は予告なく変更される場合がありますので、都度ご確認くださるよう
お願いいたします。

弊社製品は全て、「輸出貿易管理令」別表第１の第１６項で規制される製品です。
キャッチオール規制の許可取得要件（客観要件、インフォーム要件）に該当する場合は、
事前に経済産業大臣の許可が必要です。

■該非判定の通知書
本リストに記載されていない弊社製品についての「該非判定通知書」をご要望の場合は、
貴社担当の営業にお問い合わせください。
確認後、「該非判定通知書」を発行いたします。

パナソニック インダストリー株式会社
デバイスソリューション事業部
輸出管理担当部門

判定日：2026年2月14日

製品区分		輸出関連規制の判定							
製品品目の名称	弊社品番 （ x は英数字）	輸出貿易管理令別表第1				輸出貿易管理令別表第2		EAR規制リスト	
		第1項から第15項		第16項					
		該非判定	判定項番	該非判定	判定理由	該非判定	判定項番	ECCN	判定理由
チップ形アッテネータ （DIP） FIXED METAL GLAZE RESISTOR NETWORK	EXB14ATxxxxx EXB24ATxxxxx	対象外 対象外	対象項番なし 対象項番なし	該当	関税定率法別表 第85類 HSコード 8533.21	対象外	対象項番なし	対象外	米国原産部品および米国規制技術を使用して製造した製品でありません

（”x”には一つ以上の英数字が入る）